

要 望 書

(新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望)

1 3 都道府県議会議長会

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

国は、新型コロナウイルス感染症の感染者の急増を踏まえ、令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき7都府県を対象に「緊急事態宣言」を行った。更には、4月16日にはその対象を全国に拡大した。

国民の安全・安心を確保するためには、医療体制の充実や更なる感染拡大防止に加え、事業活動の縮小や雇用に対する対応等について万全の対策を講じることが必要である。「緊急事態宣言」による「特定警戒都道府県」の対象10都府県を含む13都道府県議会議長会として、対象地域の更なる拡大を阻止するとともに、なによりも我が国における感染拡大を一日も早く終息させるために、より一層の対策を求めるものである。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に対策を講じられるよう強く要望する。

記

1 医療提供体制の充実、感染拡大の防止

(1) 治療等の早期確立

① 治療等の早期確立

- ・新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消のため、特効薬やワクチンを関係者が連携して開発し、医療機関において早期に投与できる体制を構築すること

② 検査体制の確保

- ・必要な者にPCR検査を迅速に実施できるよう、地方衛生研究所に対する必要な検査資材等の供給や迅速診断キットの早期開発を行うこと
- ・他の検査法の承認を迅速に行い、PCR検査との併用を行うことにより、検査体制の効率化を図ること

③ 治験データの活用

- ・治験データを早期にとりまとめ、その効果を医師会等と情報共有し、死亡事例の回避に努めること

(2) 医療体制の確保

① 重症者等に対する医療体制の充実

- ・重症者の急増に備え、人工呼吸器等の増産など医療物資の充実や人材確保など、医療体制の充実を図ること

- ・入院病床確保のため、一般病床に新型コロナウイルス感染症の患者を入院させる際に医療機関に生じる経営上のすべての損失について、診療報酬の加算や新たな支援制度の創設などの対策を講じること
 - ・新型コロナウイルス感染症の患者のために空けておくための空床補償などについて、医療機関への交付金等による支援を行うこと
 - ・医療従事者の処遇改善や医療従事者確保のための補助金等、患者受け入れによって生じる病院の負担軽減に対する支援を行うこと
- ② 医療専門人材の広域融通制度の創設
- ・新型コロナウイルス感染症に対応可能な医療専門人材の広域融通を図る体制を早期に整備すること
 - ・医療専門人材の派遣を行う場合、派遣元医療機関の減収に対する支援を行うこと
- ③ 医療資機材の供給
- ・医療現場で需給が著しく逼迫しているマスク、消毒液、簡易陰圧装置、防護服、アイシールド、プラスチックガウン等の医療資機材に対し、速やかな調達と医療機関等への優先度に応じた供給を行うこと
- ④ 無症状患者等の受入体制への支援
- ・無症状患者、軽症患者を受け入れるホテル等の借りに係る経費の財源について、その全額を国の責任において確保すること
- (3) 外国からの帰国者に対する徹底的な追跡調査
- ・感染の可能性のある期間（2週間程度）については、検疫強化対象地域以外の国も含めたすべての国からの帰国者に対して、帰国者任せにせず徹底的な追跡調査、PCR検査を実施すること
 - ・検疫・入国体制の強化や関係部署間での情報共有など、全国の空港・港湾における水際対策を徹底すること
- (4) 衛生用品の安定供給
- ・長期に必要となるマスクや消毒液等の衛生資材が、必要な国民のために安定的に確保されるよう、国内の生産体制を強化するとともに、増産を行った事業者の設備投資に対し、終息後の設備買い取りなど安心して協力できるよう支援を行うこと
- (5) 社会福祉施設等における感染拡大防止策への支援
- ・介護施設、事業所、保育所など高齢者や子ども達が生活する社会福祉施設等における感染拡大防止策に対する支援を万全なものとする

2 事業活動の縮小や雇用への対応

(1) 中小、中堅企業への実効ある資金繰り対策、雇用維持対策

- ① 消費税の還付などによる中小、中堅企業への実効ある資金繰り対策
 - ・過去の消費税の納税実績を踏まえた還付や減免措置など、全業種に広く財政支援が行き届く資金繰り対策を行うこと
- ② 借入資金に対する利子補給制度等の実施
 - ・すべての地場産業について、セーフティネット保証5号対象とすること
 - ・中小、中堅企業の借入資金の全額実質無利子化をはじめ、セーフティネット保証に関する保証料の引き下げや審査要件、手続きを緩和すること
- ③ 雇用調整助成金について、更なる助成率の引き上げや手続きの簡素化及び支給の迅速化等を図ること
- ④ 事業継続のために新たに創設される持続化給付金を早期給付するとともに、必要に応じて複数回給付を行うこと

(2) サービス業の売上減少への対応

- ・固定資産税の減免措置の効果が十分に及ばないと考えられるサービス業に対して、必要な経済支援策を別途検討すること
- ・感染拡大防止のため、休業を余儀なくされた宿泊・飲食・イベント業などサービス業の経済的損失に対して支援を行うこと
- ・イベント等の開催や事業活動の自粛については、国の判断基準を明確に示すこと

(3) 農林水産物の販売減少への対応

- ・外食自粛の影響などにより需要が減少し、価格低迷や出荷抑制を余儀なくされている農林水産物の生産者に対し、価格安定制度などのセーフティネットでは補い切れない所得減少や損失について更なる経済的支援を行うこと

3 児童・生徒の学習環境等に対する支援

- ・学校休業時におけるオンライン授業導入など、子ども達の学びを保障するための取組に対する支援策を講じること
- ・長期休業に伴う児童・生徒の心身のケアや学習活動等に対する必要な支援、学校施設等の衛生環境への配慮等学校活動に影響が出ないよう適切な支援体制を構築すること

- ・保護者の経済状況の悪化や長期休業に伴う児童・生徒の在宅時間の増加によって子育て家庭に生じる児童虐待や育児放棄等の様々な課題へ迅速・的確に対応できるように、きめ細かな対策を講じること

4 地方公共団体等への財政支援

- ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」については、地方が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように、自由度の高いものとする
- ・今後も、地方公共団体や医療機関が行う各種対策に要する費用について、交付金の更なる増額など、国の責任において、十分な財政措置を講じるなど、早期終息に向けた機動的な財政出動を行うこと
- ・感染症対策を行う医療機関が導入する医療機器等への財政支援を行うこと

5 統一的就かつ正確な情報発信と風評被害、差別意識の排除の推進

- ・国民の行動変容を促すために、国民に対して分かりやすく、統一的就かつ正確な情報発信を行うこと
- ・新型コロナウイルス感染症の特性について国民に丁寧に説明し、感染患者、医療従事者やその家族等の人権や風評被害に配慮した対策を講じること

以上、13都道府県議会議長会の決議により要望する。

令和2年4月24日

13 都道府県議会議長会

北海道議会議長	村田憲俊
宮城県議会議長	石川光次郎
埼玉県議会議長	田村琢実
千葉県議会議長	阿井伸也
東京都議会議長	石川良一
神奈川県議会議長	梅沢裕之
静岡県議会議長	鈴木利幸
愛知県議会議長	神野博史
京都府議会議長	田中英夫
大阪府議会議長	三田勝久
広島県議会議長	中本隆志
福岡県議会議長	栗原涉
兵庫県議会議長	長岡壯壽

以上代表

兵庫県議会議長	長岡壯壽
---------	------